

● 差額ベッド代

入院の際、「差額ベッド代」が別にかかることがあります。「差額ベッド代」というのは、正式には「特別療養環境室料」といいます。希望して有料の病室（1～4人部屋）に入院した場合にかかる費用で、全額自己負担になります。

● 入院時の食事代（2026年6月～）

入院中の食事代は、患者さんの自己負担になります。住民税非課税世帯の方で限度額認定・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、食事代が減額されます。（認定証については P.27～をご覧ください）

70歳未満の食事代

所得区分	一食分の費用
住民税課税世帯 (区分ア～エ)	550円
住民税非課税世帯 (区分オ)	270円 (90日超で220円)

70歳以上の食事代

所得区分	一食分の費用
住民税課税世帯 (現役Ⅰ～Ⅲ・一般)	550円
住民税非課税 (低所得Ⅱ)	270円 (90日超で220円)
住民税非課税かつ 一定所得以下 (低所得Ⅰ)	130円